## 特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成25年２月８日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

| 月　日 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|
| ２月８日 | 10688 | 新井　博 |
| ２月８日 | 11121 | 矢作　隆行 |
| ２月８日 | 13725 | 松本　廣 |
| ２月８日 | 14339 | 岩田今日文 |
| ２月８日 | 14471 | 市川　友啓 |
| ２月８日 | 14984 | 田村恵理子 |
| ２月８日 | 15124 | 臼井　孝尚 |
| ２月８日 | 15182 | 杉本　将吉 |
| ２月８日 | 16146 | 赤羽　修一 |
| ２月８日 | 16363 | 貴答　信介 |
| ２月８日 | 16595 | 吉田　憲悟 |
| ２月８日 | 16882 | 淀谷　幸平 |
| ２月８日 | 16977 | 橘　祐史 |
| ２月８日 | 16988 | 井上純一郎 |
| ２月８日 | 17184 | 吉田　裕美 |
| ２月８日 | 17252 | 長田　大輔 |
| ２月８日 | 17347 | 高井良克己 |
| ２月８日 | 17372 | 上野　亨 |
| ２月８日 | 17377 | 角野ゆり子 |
| ２月８日 | 17381 | 松本龍太郎 |
| ２月８日 | 17389 | 見澤　茂樹 |
| ２月８日 | 17391 | 塩見　敦 |
| ２月８日 | 17426 | 東野　匡容 |
| ２月８日 | 17433 | 吉田　幹也 |
| ２月８日 | 17438 | 龍竹　史朗 |
| ２月８日 | 17455 | 齋藤　克也 |
| ２月８日 | 17478 | 土野　敦史 |
| ２月８日 | 17576 | 堀池　由浩 |
| ２月８日 | 17647 | 秋吉　信彦 |
| ２月８日 | 17662 | 櫻井　通陽 |
| ２月８日 | 17873 | 白石康次郎 |
| ２月８日 | 17940 | 吉田　潔佳 |

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,842名

（平成25年２月８日現在）

平成25年２月27日　日本弁理士会

## 東京都墨田区公債抽せん公告

東京都墨田区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

| 銘　柄 | 償還金額 | 償還期日 |
|---|---|---|
| 墨田区公債平成17年度第１回 | 26,220千円 | 平成25年５月16日 |

１　抽せん日時　平成25年３月11日　午前10時より

１　抽せん場所　株式会社みずほ銀行（東京都千代田区内幸町１丁目１番５号）

１　抽せん方法　全数抽せん

平成25年２月27日

東京都墨田区

## 解散命令公告

**愛媛県公告**

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成25年２月27日

愛媛県中予地方局長　岡本　靖

別表

| 名称及び主たる事務所の所在地 | 命令の要旨 |
|---|---|
| 拓南被服工業協同組合　愛媛県松山市立花一丁目６番31号 | 中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。 |
| 松山石油協同組合　愛媛県松山市宮西二丁目５番16号 | 同上 |

〔教示〕

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができる。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は同年三月二十九日を予定しております。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

平成二十五年二月二十七日

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議（会社法第二一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

二月二十五日に終了した乙の株主総会決議は平成二十五年四月一日に効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の決議は平成二十五年三月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載貸借対照表　九十一頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月一日

掲載貸借対照表　九十三頁（号外第一六六号）

平成二十五年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番三号

（甲）株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役社長　大橋　寛治

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズクラブ

（乙）株式会社ヒルズクラブ

代表取締役社長　森　浩生